

# 犯罪被害者等を支え合う 地域づくりを目指して



防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

## ♣川越市犯罪被害者等支援条例を制定しました

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になり得ます。多くの犯罪被害者等は、十分な支援を受けられず、社会において孤立するケースもあります。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の配慮に欠けた対応によって間接的な被害に苦しめられることもあります。そのため、市では犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成を目的に、「川越市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

### 市の主な支援施策

相談および情報の提供、見舞金の支給、居住安定のための支援、雇用安定のための支援、市民及び事業者の理解の増進、人材の育成 など

## ♣犯罪被害について

犯罪被害者等とは、犯罪の被害に遭われた本人やその家族の方たちのことをいいます。犯罪の被害に遭われた方は、心身の不調や生活上のさまざまな問題や手続上の負担を強いられます。

- 心身の不調 不眠、フラッシュバック など
- 生活上の問題 医療費や弁護士費用等の経済的負担が大きい、自宅に住み続けることが困難になる など
- 周囲の言動等による傷つき 周囲の人達からの心情に沿わない励まし、相談機関等での事務的対応 など
- 加害者からの更なる被害 報復の不安、謝罪や反省がない、裁判等での責任逃れや事実と反する発言 など
- 捜査・裁判等に伴う様々な負担 事件について同じことを何度も説明させられる など

## ♣二次的被害とは

犯罪被害者等が、直接的な被害を受けた後に、周囲の人達から受ける誹謗中傷や報道機関による過度な取材等により、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいいます。犯罪被害者等にとって、二次的被害の苦しみは極めて大きく、回復を遅らせます。言葉をかける際は、下の例を参考に相手の立場に身を置いて想像力を働かせることが大切です。

### ■傷つく言葉の例

- 「もう忘れたほうがいい」

被害者等の気持ち：忘れることなどできるわけがない

- 「頑張って」

被害者等の気持ち：これ以上どう頑張ればいいのか

- 「あなたよりひどい目に遭った人だっているんだから」  
被害者等の気持ち：他の人と比較してほしくない

- 「どうして逃げなかったの」

被害者等の気持ち：恐怖とショックで逃げられるわけがない

## ♣川越市総合相談窓口をご利用ください

市では、被害者や遺族の方などが必要な支援をスムーズに受けられる総合相談窓口を設置し、ワンストップで対応を行っています。

受付時間…月～金曜日(土・日曜日、祝・休日・年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

連絡先…☎224-5721 ☎224-6705

### ■その他の相談機関

- 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター ☎0120-735-0001
- アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話) ☎0120-31-8341
- 法テラス(支援情報の提供等) ☎0570-079714

## 犯罪被害者等支援 ミニセミナー

犯罪被害者等による講演、二次的被害防止のためのワークショップなどを開催します。

詳しくは、広報川越6月号をご確認ください。

日時…6月26日(土)午後2時～4時

会場…南公民館